

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）  
北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響  
評価準備書に関する関係市町長意見

（北名古屋市長意見、名古屋市長意見、  
清須市長意見、豊山町長意見）

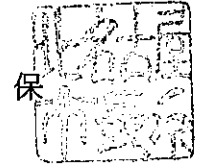




25北環第 423号  
平成25年10月31日

愛知県知事 殿

北名古屋市長 長 瀬



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場  
建設事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

平成25年9月6日付け25環活第143-8号で照会のありましたこのことにつ  
いて、意見はありません。

連絡先 北名古屋市防災環境部環境課  
電 話 0568-22-1111（代表）







写

25 環対第 191 号  
平成 25 年 11 月 20 日

愛知県知事 大村 秀章 様

名古屋市長 河村 たかし



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

平成 25 年 9 月 6 日付け 25 環活第 143-8 号で照会のありましたみだしのことにつきまして、別紙のとおり回答します。



名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課  
環境影響評価係 川瀬 電話 052-972-2697

## 環境の保全の見地からの意見

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書について、愛知県環境影響評価条例第 20 条第 2 項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成 25 年 11 月 20 日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、名古屋市域に関わる事項として以下について対応が必要です。

## 1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する事項

工事中資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の運行ルートにおける交通量配分が未定のため、運行ルート上の各予測地点において全ての車両が走行するものと設定して予測している。今後、具体的な運行計画を検討する際には、運行ルートにおける走行割合、時間配分等を適切に設定し、沿道環境に対する負荷のさらなる低減に努めること。

## 2 環境影響評価の結果に関する事項

### (1) 全般的事項

当該事業ではストーカ式燃焼方式を始めとする 4 つの処理方式の中から今後選定することとし、予測評価の対象を環境影響評価の項目ごとに環境への影響の大きい処理方式とすることを基本としている。今後選定する処理方式によっては、供用に伴う環境影響は予測結果よりもさらに低減することも可能と考えられる。この場合、その結果に満足することなく、選定された処理方式に応じて環境保全措置を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。

### (2) 大気質

高濃度出現条件下における 1 時間値の予測において、事業実施区域の南西側の建物の最上階相当では、二酸化窒素の将来濃度が短期暴露指針値（「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」（昭和 53 年 3 月 22 日答申 中央環境審議会））に近い予測結果であることから、施設の供用にあたっては、排ガス処理設備等の適切な運転管理及び維持管理を行うなど、環境影響の低減に努めること。

### (3) 騒音及び超低周波音

ア 建設機械の稼働等について、建設機械の音源条件等を設定して予測を行い、規制基準を下回る結果となっているが、実際の工事においては解体工事の打撃音などの作業音も発生するので、工事の実施にあたっては丁寧な作業に努めるなど、作業音を可能な限り低減する措置を講じること。

イ 類似施設の低周波音調査結果においては卓越した周波数が認められることから、施設の供用にあたっては、低周波音の状況の把握に努めるとともに、苦情等が発生した場合には周波数ごとの音圧レベルについて「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月22日 環境省）における参照値を参考に対比するなど、適切に対応すること。

### (4) 水質

北名古屋衛生組合が事業実施区域内で自主的に行った土壌汚染調査において、ダイオキシン類並びに砒素及びその化合物の土壌汚染が判明したことが、平成25年6月13日に公表されている。従って、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工において当該土壌汚染の影響を受ける可能性があるため、水質への影響について、当該土壌汚染調査結果を踏まえた予測及び評価を行うこと。

### (5) 景観

ア 事業実施区域の周辺では、建設が計画されている建築物の存在が景観構成要素の大部分を占めるものとなることから、圧迫感を低減するために、建築物の外観、形状、色調等を選定するうえでの具体的な方策を示すこと。

イ 現況の環境美化センターに比べ非常に大きい建築物が出現することになるため、事業実施区域内の周縁部にできる限り高木による植栽を行うなど、施設の存在に伴って景観に変化が生じる影響の低減を図ること。

### (6) 廃棄物等

建設工事及び解体工事に伴う副産物並びに施設の供用に伴う廃棄物等については、最新のリサイクル技術の情報収集に努め、可能な限り資源化を図るよう努めること。

### (7) 温室効果ガス等

ばい煙の排出及び機械等の稼働による温室効果ガスの排出量の予測結果では、シャフト炉式ガス化溶解方式の排出量が他の処理方式と比較して多い。当該予測結果を踏まえ、より高い発電効率の廃棄物発電の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用等について積極的に努めるなど、温室効果ガス等のさらなる排出抑制に努めること。

### 3 環境モニタリング計画に関する事項

- (1) 環境モニタリングを実施する項目の調査回数、調査地点、測定方法等について、可能な限り具体的に示すこと。
- (2) 環境モニタリングの結果は、環境影響評価の予測結果と比較検討を行うこと。その結果、予測と異なる場合は原因究明の調査を行い、必要に応じて、環境保全措置の検討を行うこと。また、当該検討結果についてもホームページ等において公表すること。

### 4 その他

環境影響評価書の作成にあたり、市民に分かりやすい図書となるよう十分に配慮すること。



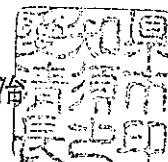
写

25清須生第216号

平成25年10月4日

愛知県知事殿

清須市長 加藤 静 治



名古屋市都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却  
工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

平成25年9月6日付け25環活第143-8号で照会のありました、愛知県環境  
影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第20条第2項の規定に基づく、名  
古屋市都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に  
係る環境影響評価準備書についての本市意見は下記のとおりです。

記

・公害防止対策に万全を期すこと

担 当 市民環境部生活環境課

電 話 052-400-2911（代表）







25 豊建第 415 号

平成 25 年 10 月 10 日

愛知県知事 様

豊山町長 鈴木 幸



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ  
焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

平成 25 年 9 月 6 日付け 25 環活第 143-8 号で照会のありました  
このことについては、意見ありません。

担当：経済建設部建設課

環境・安全係 小塚、江崎

電話：0568-28-0916

